

令和元年 11 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和元年 11 月 22 日（金曜日）

令和元年 11 月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年 11 月 22 日（金曜日） 午前 9 時 00 分～午後 9 時 55 分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員（10 人）

| | | |
|-----|-------|-----------|
| 会 長 | 1 3 番 | 橋 口 初 男 |
| 委 員 | 2 番 | 富 田 良 成 |
| 〃 | 3 番 | 北 之 口 洋 一 |
| 〃 | 5 番 | 淵 脇 耕 二 |
| 〃 | 6 番 | 溝 田 耕 一 |
| 〃 | 7 番 | 東 山 崎 勝 一 |
| 〃 | 8 番 | 田 淵 哲 朗 |
| 〃 | 1 0 番 | 徳 留 徳 次 |
| 〃 | 1 1 番 | 後 藤 望 |
| 〃 | 1 2 番 | 横 原 洋 伸 |

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 97 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 98 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 99 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和元年 11 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 10 名です。1 番、吉永委員と 9 番、松山委員から欠席の届けがありました。

よって 12 名中 10 名の出席ですので、総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、7 番の東山崎委員と 8 番の田淵委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 97 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2 ページをお開きください。農地法第 3 条の許可申請でございますが、所有権の移転に関するものが 2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 97 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

11 番： はい。

議長： 後藤委員どうぞ。

11 番： 11 番、後藤です。11 月 20 日に〇〇さんと大内山推進委員私の 3 名で現地調査を行いました。現地は、〇〇を〇〇から〇〇方面に走り、〇〇を越えてすぐ左側に現地はあります。12 月末までは〇〇さんが借地とした後、〇〇さんが耕作するとのことです。〇〇さんは、新規就農者で現地と同じ〇〇で先日より施設園芸の暖房インゲンとパッションフルーツを開始しています。意欲があり、奥さんと二人で熱心に取り組んでおり、問題はないと考えます。審議方、よろしくお願いたします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議長： 暖房インゲンをしながら、ここでは何を。

11 番： 具体的に何をとは決めていないようですが、できたら、熱帯果樹に取り組みたいとい

うことでした。

議 長： 他にございませんか。
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 97 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 97 号、受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 97 号、受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 6 ページをお開きください。

(議案第 97 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願いたします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 1 番： はい。

議 長： 後藤委員どうぞ。

1 1 番： 先ほどの受付番号 1 番に引き続いて、〇〇さんと大内山推進委員と私の 3 名で現地調査を行いました。現地は、〇〇の〇〇から〇〇に入り約 200m、〇〇に入ったところにあります。この春までは〇〇さんが使用し、今シーズンは〇〇さんがバレイショを作った後に、〇〇さんが耕作するとのこと。先ほどと同じように、意欲があり、熱心に取り組んでいることから、問題はないと考えます。審議方、よろしくお願いたします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 97 号、受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 97 号、受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 98 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 1 件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 8 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 98 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

6 番： はい。

議 長： 溝田委員どうぞ。

6 番： 6 番、溝田です。11 月 19 日に会長、徳留委員、事務局、申請代理人とで調査をしました。申請地は〇〇の北の端に位置し、近くに〇〇がある、その東側です。申請地は水田で西側と南側が宅地、東側は道路、北側は申請地の残地で、現在、インゲンなどが植え付けられています。譲渡人は〇〇在住で、本水田を小作に出しておられましたが、三分の一ほどを本町在住の譲受人に宅地として転用するものです。ここは、農振農用地の除外地ではありますが、売買後の残地についても、排水対策などを考慮していただくことを要望しました。今後、残地の水田の耕作について問題ないと考えます。よろしくご審議ください。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 本日、お配りました差し替え資料の裏面でございますが、今回の 5 条申請の許可基準は集落接続施設です。

(集落接続施設の説明)

5 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

5 番： この案件について、〇〇さんですが、平成 30 年 1 月に 5 条申請が出されて決定され

ております。その件と今回の案件との関係はどうなんですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。先にご説明すればよかったですのですが、ただ今、淵脇委員よりありましたとおり、平成30年に審議をしており、〇〇の方に一般住宅を建設する計画で許可をしております。その後、資金繰りがいかないということで、取下げが出されたところです。その取下げ許可も、先日、県から出されたところです。そのため、平成30年1月に諏訪の方で出された5条許可については、現在、取消しとなっているところです。今回、改めて住宅を建てたいということから申請が提出されたところでございます。融資機関について、前回は住宅会社のローンでございましたが、今回は金融機関の融資証明、融資が準備できるという証明が添付されておりましたので、受付ができたということでございます。以上です。

議長： 他にございませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第98号、受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第98号、受付番号1番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議長： 次に議案第99号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 17ページの議案第99号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第99号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ございませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思います。

野村推進委員： はい。

議 長： 野村推進委員どうぞ。

野村推進委員： はい。受付番号1番と2番は使用貸借となっておりますが、〇〇さんと〇〇さんの関係は親子ですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。〇〇さんと〇〇さんをご兄弟です。今までも〇〇さんが借りていらっしやったわけですが、今回、利用権を設定することになったところです。

野村推進委員： ということは、〇〇さんは農業の方はどうするのですか。

事務局： はい

議 長： どうぞ。

事務局： 縮小ということになると思います。

議 長： よろしいですか。

野村推進委員： 分かりました。

議 長： 他にございませんか。

会 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

会 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第99号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長： 全員賛成ですので、議案第99号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

5 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

5 番： 5番、淵脇です。今、〇〇の〇〇、〇〇あたりで〇〇の〇〇さんだと思いますが、水稲を作付けされております。すべて普通期だと思いますが、そのすべてが刈り取りされていないと、植えたままの状態です。その中で、イノシシが餌場となっていることから、要望があったところですが、農業委員会として注意をするべきなのか、どのような対応をしたほうが良いのか、米も食べられて、イノシシもそこに居座って餌場になっているということで、本人も大変苦労されていると思いますが、あの状況を見ますと、皆さんが米を刈らないのを初めてみた。周辺の皆さんの話になっております。なので、やはり注意をするべきなのか、我々としても強制はできなと思います。どのような対応が良いのか皆さんにお伺いしたいです。地域でも何とかしてくださいと要望もありますので。

富 田： はい。今の〇〇の下にもあるということが、私の方にも電話が来まして、すでに真っ黄色になっているらしく、あれはWCSだろうかと言われる方もいらっしゃるようです。

10番： 〇〇にもあります。〇〇はWCSの契約がされていなくて、勝手に植えたらしく、そのままの状態だということです。

事務局： 今、淵脇委員が言われました、〇〇、〇〇の件ですが、利用権設定がされていないので、個人間契約だと思われます。ですから、土地所有者と〇〇さんには注意をさせていただいたほうがよろしいかと思います。農業委員会が何もしなかったということはいけなんでしょうから。そのような対処をお願いしたいと思います。また、〇〇などのWCSですが、畜産農家と上手く契約がされていなかったことから、未だ、刈り取られていない状態だと思います。そこは、所有者からも電話をいただいており、水田担当から耕作者には指導されており、刈り取る予定となっております。

議 長： 同じような案件が出てきましたが、それぞれの担当で耕作者との連携を取りながら、焼却するなりあるいは刈り取って処分をするなり、そのようなことをお願いしましょうか。私が城内地区の担当ですから、〇〇さんの方に行ってみたいと思います。

議 長： 他にございませんか。

8 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

8 番： 8番、田淵ですが、農業振興地域のことについて聞いてみたいのですが、今、太陽光とか風力発電などの話があって、農振だから駄目だということをよく聞きます。農振の線引きというのは最近始まったものではなく、以前からあったものだと思いますが、今では杉や檜が大木になっているところまで線引きがされているようです。〇〇はそこまでないと思いますが、〇〇では地目も山林になっているところまで、農振に入っているところもあります。行政でも何年かに1度は見直しをされていると思いますが、その際に、現場を知らない方がされるとと思いますが、実際は線引きをする際は現場を知っている方が入ったほうが良い気がします。その辺りの考えはどのようなのでしょうか。

事務局： はい。

議 長： 事務局長どうぞ。

事務局： 農振についてご存じのとおり、5年ごとに見直しをしているところです。本町も見直しをしてから5年は経過しているので、近々、区域の見直しをしなければならないと思います。今、委員がおっしゃったように、見直しをする際は、土地をよく知っている方の意見を聞きながら、一応、公告や意見の聴取はしますが、そのような意見を踏まえ、実施していきたいと思っております。いま現在、太陽光などの申請が非常に多いです。しかし、この農振法を崩してしまうと、現況山林であっても農振法というのは農業を振興していくうえで、必要な区域となっておりますので、現況の農振地域で対応はしていきます。それに伴って、再生可能エネルギー事業者から様々なご意見はありますが、見直しについては、そこを精査しながら、そこを縮小してもいけないかなとは思っております。しかし、農業委員会や農地を知っていらっしゃる方のご意見はお伺いしたいと思っております。

8 番： 農業委員ですから、農地を守ることが建前ですが、今の年代の方々が農業ができなくなったら、今ある農地だけでも耕作されている農地を守るだけでも非常に厳しいような感じがしてます。ですから、守る農地それ以外の農地を区分していったほうが良いような気がします。また、畑の際に大きな杉があったりします。それが日陰を作っています。仮にそこが太陽光などであれば、高さもないし農地のためにはいいのではと考えますし、将来的には町の固定資産税の収入も増えてくるのではと思っています。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ

事務局： 補足ではないのですが、農振農用地というのは、山林、原野、雑種地などそれぞれ含まれているところです。田淵委員とは逆の言い方になりますが、周辺農地に影響を及ぼす場合は、そこは入れておかなければならない。また、今後、基盤整備があるかないか分かりませんが、基盤整備を実施する可能性のある地区、再整備する場合も入れておかなければならない。なので、一概に除外ということは難しいところもあると思います。ただ、先ほど局長も言われましたとおり、5年に1度は見直しをしなければならない。となっておりますので、その際には農業委員会、土地改良区などに意見を求められてきます。太陽光発電の施工業者から転売される部分も結構あります。分譲販売をされているところもございます。太陽光は大体20年間の期限となっております。20年でパネル更新等になっていると思いますが、20年後にどれだけ転売がされているのか、ということも一つのネックとなっております。最終的にその業者が撤去していただけるのか、当初の施工業者が撤去するのか、そこも曖昧なところなんです。そこあたりを慎重にしながら農振を外すなり、転用させるなり行かざるを得ないと思います。でなければ、20年後、これは誰が撤去するのかという太陽光や風力発電があそこそこに出てくる可能性もありますので、そこは慎重に進めさせていかなければならないところだと思っております。

2 番： 関連ですが、〇〇の方で何件かな、相当数、太陽光や小型の風力発電も見に行きましたが、その辺りはどうなっているのか。作られているのかどうか。そのままなのかお聞きしたい。

12番： はい。作られているところもありますし、また、開発中のところもあります。

事務局： 風力発電を言えば、許可されたが風量の精査をした結果、風が足らずに撤退したいという業者もいらっしゃいます。また正式的な話しではありませんが、風力から太陽光に変えたいという業者も聞いております。許可を得たが境界問題で揉めているとか、様々な問題も事務局に届いております。ですから、許可した概ね7割が未設置で残っているのではないかと思います。

議長： 他にございませんか。

議長： 太陽光発電などや農振など様々なご意見など出ましたが、私の担当区は〇〇ですが、やはり将来どのようなようになっていくかは分かりませんが、開発できる場所は残しておきたいと思えますし、現地調査で〇〇に行きますと、ここは何故、農振に入らなかったのだろうか、というようなところに太陽光発電が言ってきております。中山間ではなく、きれいな平坦地が農振外ですから、申請されれば許可をせざるを得ないというところもあります。ですから、皆さん、それぞれの担当区を持っていらっしゃいますので、そういった今後、残しておかなければならない、山林化しているところもありますが、そういったところも頭に入れて地域の皆さんと連携を図っていただきたいと思えます。

議長： 他にございませんか。

事務局： はい。

事務局： 事務局どうぞ。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について
③その他
(農業委員等の綱紀粛正について)

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和元年11月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員